

返戻金

弊社の紹介により求人者が採用した人材(以下「対象者」という)が求人者に入社する前または入社した後、明らかに対象者本人の責により解雇に該当した場合、または対象者本人の都合により入社後 3 ヶ月未満で退職した場合、求人者から受領した紹介手数料のうち、次の金額を求人者に返還するものとする。なお、求人者の責による退職、解雇もしくは対象者の死亡など不測の事態による退職の場合、本条は適用されない。

- 1) 対象者が 1 ヶ月未満で退職した場合：紹介手数料の 80%を返金する。
- 2) 対象者が 1 ヶ月以上 3 ヶ月以下で退職した場合：紹介手数料の 50%を返金する。
- 3) 対象者が 3 ヶ月を超え就業した場合：返金なし。

許可番号 13-ユ-308340

ジー・アンド・イー株式会社